

特定農林水産物等登録簿

登録番号	第 81 号	登録年月日	令和 元年 6 月 14 日
申請番号	第 152 号	申請年月日	平成 29 年 12 月 11 日
特定農林水産物等の区分	第一類 農産物類 野菜類 (にんじん)		
特定農林水産物等の名称	津南の雪下にんじん (ツナンノユキシタニンジン) 、Tsunan no Yukishita Ninjin		
特定農林水産物等の生産地	新潟県中魚沼郡津南町		
特定農林水産物等の特性	「津南の雪下にんじん」は、日本有数の豪雪地帯である津南町において、初冬から春にかけて、3 ヶ月間以上深い積雪下で栽培されるにんじんである。 「津南の雪下にんじん」は、甘みや旨みの成分であるアスパラギンなどのアミノ酸や香り成分であるカリオフィレンを豊富に含んでおり、マイルドな甘さと旨みを有し、香りも良いという特性を有している。 また、独特の甘みや旨みといった特性が評価され、出荷先の市場や量販店において、高価格で取引されている。		
特定農林水産物等の生産の方法	(1) 品種 耐寒性、耐病性に優れた品種を用いる。 (2) 栽培の方法 7 月下旬頃から 8 月に播種し、降雪前までに十分な生育量を確保する。 降雪後は翌年 3 月頃まで深い積雪下で栽培し、ほ場除雪を行った上で、手作業により収穫を始め、自然消雪前までに収穫を終える。 (3) 出荷規格 病虫害被害その他の損傷が著しくないものを出荷する。 (4) 最終製品としての形態 「津南の雪下にんじん」の最終製品としての形態は「青果(にんじん)」である。		
特定農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由	津南町は日本有数の豪雪地帯であり、1 月以降は 3 m 以上の積雪となることもあることから、雪下にんじんを栽培するのに適した気候条件を備えている。 また、津南町においては、長年の研究により品質の良い雪下にんじんを生産する体制を確立しており、毎年安定的に雪下にんじんが生産されている。 これらの自然的・人的特徴を備えた生産地で栽培されることに		

	より、独特の甘みや旨み、香りなどを備えた雪下にんじんの生産が可能となっている。
特定農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績	「津南の雪下にんじん」は、昭和 50 年代から試験的に栽培が開始された。 昭和 57 年には栽培面積は 3 ha、生産量は 60 t、販売高は 6,200 千円であったが、雑誌などのメディアに取り上げられるようになり、しだいに県内外に販路が広がった。今では知名度も上がり価格が安定したことにより、平成 29 年には、栽培面積は 18ha、生産量は 632 t、販売高は 112,096 千円に拡大している。
規則第 5 条第 2 項各号に掲げる事項	法第 13 条第 1 項第 4 号ロの該当の有無：該当しない 商標権者の氏名又は名称：－ 登録商標：－ 指定商品又は指定役務：－ 商標登録の登録番号：－ 商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の残存期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む）：－ 専用使用権者の氏名又は名称：－ 商標権者等の承諾の年月日：－
登録生産者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名	津南雪下にんじん協議会 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585 番地 津南町役場農林振興課 会長 宮澤 清
備考 1. [登録生産者団体の代表者の氏名の変更] 変更年月日：令和 2 年 1 月 27 日 (変更前) 代表者の氏名：会長桑原 弘幸 (変更後) 代表者の氏名：会長宮澤 嘉孝 2. [登録生産者団体の住所及び代表者の氏名の変更] 変更年月日：令和 6 年 6 月 18 日 (変更前) 団体の住所：新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585 番地 津南町役場地域振興課 代表者の氏名：会長 宮澤 嘉孝 (変更後) 団体の住所：新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585 番地 津南町役場農林振興課 代表者の氏名：会長 宮澤 清	